

1. レジ袋削減の取組経緯と取組内容

(1) 杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例について

① 条例制定の経緯

杉並区は、平成 14 年に「すぎなみ環境目的税条例」を制定した。条例施行には、「実施時期については景気動向やレジ袋の削減状況などに配慮し、議会の同意を得る」などの付帯条件がついたため、広範な区民の意見を集約し、レジ袋削減に向けた区民運動を展開するため、平成 14 年5月に「杉並区レジ袋削減推進協議会」を設置して、マイバッグ等持参率 60%を目標に区民や事業者、関係団体とともに取組んできた。その結果、平成 17 年7月には、35.2%という全国で最も高い持参率に達したが、当初の目標である 60%を達成する見込みは困難な状況にあった。

こうした中、海外の事例や、平成 19 年1月に実施したレジ袋有料化実証実験により、レジ袋を有料化することが、レジ袋の利用を抑制させる有効な手段となることが確認された。そこで、こうした取組を一層推進するため、平成 20 年3月に「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を制定したものである。(すぎなみ環境目的税条例は廃止)

② 条例対象事業者及び事業者の責務

ア 条例対象事業者

レジ袋削減を義務付けられたレジ袋多量使用事業者

- ・前年度のレジ袋の使用枚数が 20 万枚以上である
- ・食料品等販売業の許可を得ている
- ・マイバッグ等持参率が 60%に達していない

イ 「レジ袋有料化等計画書」及び「レジ袋有料化等結果報告書」の提出

アに該当する事業者は、2年計画でマイバッグ等持参率 60%を達成するために「レジ袋有料化等計画書」を提出し、毎年度、取組及び削減状況を記した「レジ袋有料化等結果報告書」を提出することが義務付けられている。(条例第6条～第8条及び規則第5条)

(2) レジ袋削減に向けた啓発活動

① マイバッグ推進キャンペーン及び各イベントでの啓発

ア マイバッグ推進連絡会¹が主催するキャンペーン活動

区内で開催されるイベントに参加し、マイバッグ持参のキャンペーン活動を行った。(平成 22 年度4回実施)

イ 地域行事等での啓発

地域の祭り、学校行事などにて啓発活動を行う。(平成 22 年度で 27 回実施)

② 事業者支援及び区民への周知

- ・事業者からの要請にもとづく支援
- ・町会・自治会、商店会連合会、学校でのポスターの掲示
- ・お弁当バッグの貸し出し
- ・区内路線バス車内放送
- ・広報等による周知

(3) その他の取組など

① 杉並区商店会連合会での取組

加盟店舗で「レジ袋削減協力金箱」を設置し、レジ袋を利用されたお客様から任意で協力金をいただくことで、レジ袋の削減に取り組んでいる。

② 学校での取組

学校行事において、啓発物を使ってのマイバッグ推進の取組を行っている。また、専修大学附属高等学校では、近隣の商店からの協力を得て、買い物の際マイバッグを持参した場合にポイントを付与することで、なみすけグッズをもらえる取組をして、環境への意識を高めている。

③ レジ袋収益金の寄附

有料化の取組を行っている事業者や商店会連合会では、その収益金で区内小学校等の環境教育に役立てるための寄附を行っている。(平成 19 年以降9校)

¹ 構成団体:杉並区及び区内の高校・大学・団体で 14 団体

2. レジ袋削減の効果

- (1) 対象事業所数は、平成 20 年度比で 17 店舗の増となり、うち 14 店舗がコンビニエンスストアである。
- (2) マイバッグ等持参率は、全体で 33.3% である。平成 20 年度比で 1.3% の増、平成 19 年度比では 11.7% の増となっている。
- (3) マイバッグ等持参率は、有料化、キャッシュバック、ポイント制の各区分において、平成 20 年度比で 2~5% 程度増加している。特に、有料化を実施しているスーパーマーケットでは、マイバッグ持参率が 80% 程度となっており、目標 (60%) を全ての店舗で達成している。

3. レジ袋削減の取組上の問題点、課題と対策

杉並区は、レジ袋削減への取組が全国的にみても早かったため、その分、課題等の把握も他の地域よりも早くできているのではないかと感じている。

- (1) コンビニエンスストアは、対象事業所の大半を占めているが、声かけ中心のためマイバッグ等持参率は 28.1% (平成 21 年度) であり、マイバッグ等持参率 60% の目標達成が困難な状況にある。
ただ、コンビニエンスストア業界は、業界としての容器包装廃棄物の 35% 削減 (対平成 12 年度比) 目標重量ベース) を目指しており、平成 21 年度には、33.1% の削減 (対平成 12 年度比) となっている。
- (2) スーパーの中には、非食品部門のウェートが高いところもあり、そのようなスーパーで非食品部門も含めてマイバッグ等持参率 60% の削減率を達成することは容易ではないという課題がある。それでも、自助努力を通じて 60% の目標を達成する総合スーパーも増えている。
- (3) 平成 20 年度から平成 21 年度の変化として、有料化への取組を進めていたが、キャッシュバックに変更したという店舗が 2ヶ所あった。有料化への取組からキャッシュバックに変更した店舗の場合、近隣区のスーパーが有料化していないことから、経営上の理由から、キャッシュバックに変更せざるを得なくなった事情もあるとのことである。このように行政区域が異なるものの同一商圈内で競合する店舗が有料化への取組を行っていない場合には、レジ袋有料化に取組みたくとも、取組めないという課題が生じることとなる。
- (4) 一方、レジ袋有料化への取組が進んでいるエリア内に一ヶ所だけ有料化に取組まない店舗がある場合には、レジ袋を有料化していない店舗に買い物が流れるような動きもみられる。(レジ袋を無料でもらえる店舗で買い物をしたいという行動の表れ。)
- (5) 区民の自発的な行動に頼っている条例とも言え、マイバッグ等持参率の一層の向上に向けては区民の意識に訴え、日々の買い物行動を変革してもらうしかないが、区民の意識を劇的に変革することは難しいのが実状である。
- (6) 意識と行動のギャップを埋めるのに有効な手法は、経済的な誘引ということになるが、普及啓発も重要と考え、区の広報やホームページを通じて、レジ袋削減に取り組む店舗の紹介を行ってきた。
- (7) 次のステップで、杉並区内の地域²ごとのリーフレットを活用するなど、レジ袋削減に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者のPRを推進していきたい。また、区内の学校との連携した取組も推進していきたいと考えている。

4. その他、訪問時にご教示賜った内容

- ・ 「マイバッグ等持参率」は、レジ袋辞退率にマイバッグとレジ袋の併用者の割合を足したものである。「レジ袋辞退率」は大まかに言えば、買い物客全体からレジ袋をもらった人を差し引き、買い物客全体で除した値である。すなわち、 $1 - (\text{レジ袋使用率})$ といえる。“杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例施行規則”第三条で使用枚数の規定を、第四条第2項で「マイバッグ等持参率」を規定している。
- ・ 対象店舗の中には、直接的に「レジ袋辞退率」(=レジ袋辞退客数/全体客数)で算出しているところもある。
- ・ 「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」が制定される前は、区の調査員が目視で測定していたが、条例制定後は、条例対象事業者に算出した結果を報告してもらうようになっていた。条例制定以前から、マイバッグ等持参率を指標に実績の評価を行っていた。
- ・ 杉並区は平成 14 年にレジ袋の使用に対して課税する「すぎなみ環境目的税条例」を制定したが、本条例を直ちに実施せず、レジ袋削減・マイバッグ持参運動を展開する一方、代替的な方策の検討も行ってきた。現在の「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」は、レジ袋有料化の取組をメインに据えて、レジ袋削減を推進し、環境先進都市を実現していくことを目指している。
有料化の取組を行っている商店会連合会や事業者の中には、その収益金で区内小学校等の環境教育に役立てるための寄附を行っているところもある。
レジ袋削減に有効な手法ということでは、やはり有料化となろう。有料化すれば、条例で目標とするマイバッグ等持参率 60% の達成は可能である。キャッシュバックもレジ袋削減には効果的な手法といえる。
- ・ 区では、区民の意識や行動の把握のため、阿佐谷七夕まつり等でのマイバッグキャンペーン時にアンケート調査を実施している。また、区政相談課の区民モニターアンケートや、スポット的に実施する環境関連アンケート調査を通じて、レジ袋削減に対する取組実態や意識についての把握を行うようにしている。
- ・ 都市部のスーパーは、郊外のロードサイドのスーパーと異なる点にも配慮し、取組を進めていく必要があると感じている。郊外のロードサイドのスーパーの場合には、自家用車で乗りつけ、買い物できることから、基本的にはレジ袋は不要であるのに対し、都市部の場合、徒歩や自転車、鉄道で持ち帰る際に、何らかの運搬容器が必要となり、マイバッグを持参しない限り、レジ袋が必要となる。

² 高円寺地区、井草地区、荻窪地区、西荻地区、高井戸地区、阿佐谷地区、方南・和泉地区

